

鞍手町立新延小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月28日策定

平成28年4月18日改訂

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(いじめ防止対策推進法第1条)より)

(1) 目的

「いじめ」が、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(2) いじめの定義 (「いじめ防止対策推進法第2条)より)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。

(3) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

また、いじめの定義に左右されることなく、常に児童の状況を見守り、よりよい人間関係を築けるように指導を行っていく。

2 いじめ防止等の対策のための組織

(「いじめ防止対策推進法第15条・22条・23条)より)

(1) 生徒指導委員会

校長、教頭、教務担当、生徒指導担当、養護教諭等からなる、いじめ防止のための生徒指導委員会を設置し、毎週1回定例会を開催する。また、必要に応じてSC、S

SWの活用を図る

(2) 職員研修及び職員会議での情報交換・共通理解

各学期2回の職員研修を設定し、全職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。また、毎週の終礼時に気になる児童について随時情報交換等を行う。

(3) 取組の内容については、学期毎に見直しを行い、改善を図る。

3 いじめ未然防止のための取組（「いじめ防止対策推進法第22条」より）

(1) 学級経営の充実

- 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもつことができる授業の実践に努める。
- チャイム席や正しい姿勢の徹底、発表や聞き方の指導等規律正しい態度の育成を図る。
- 集団づくりや社会性の育成等、人と関わることの喜びや大切さに気づかせながら、他の人の役に立っている、他の人から認められているといった自己有用感を感じさせる。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

- 「生活アンケート」や「いじめアンケート」を実施し、その結果をもとに担任による教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。

(4) 縦割り活動の実施

- 縦割り活動を実施し協力したり協調したりすることを通して、人とよりよく関わる力を身につけさせる。

(5) 学校相互の連携協力体制の整備

- 校区の保・幼・小・中学校と連携し、情報交換等を行う。

4 いじめ早期発見のための取組（「いじめ防止対策推進法第16条」より）

(1) 毎月1回、いじめを把握するためのアンケートを実施する。

(2) 各学級、いじめに対する具体的な取組を明記し、実践する。

(3) 学校での生活等の状況、行動・態度の状況などに気を配るために、担任はもとより担任外の教師も積極的に児童に関わり、クラスに入っていく。

(4) 児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。

5 いじめに対する早期対応（「いじめ防止対策推進法第23条」より）

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合、生徒指導委員会を開き、対応を協議する。
- (3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う
- (4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察等と連携して対処する。

6 重大事態への対処

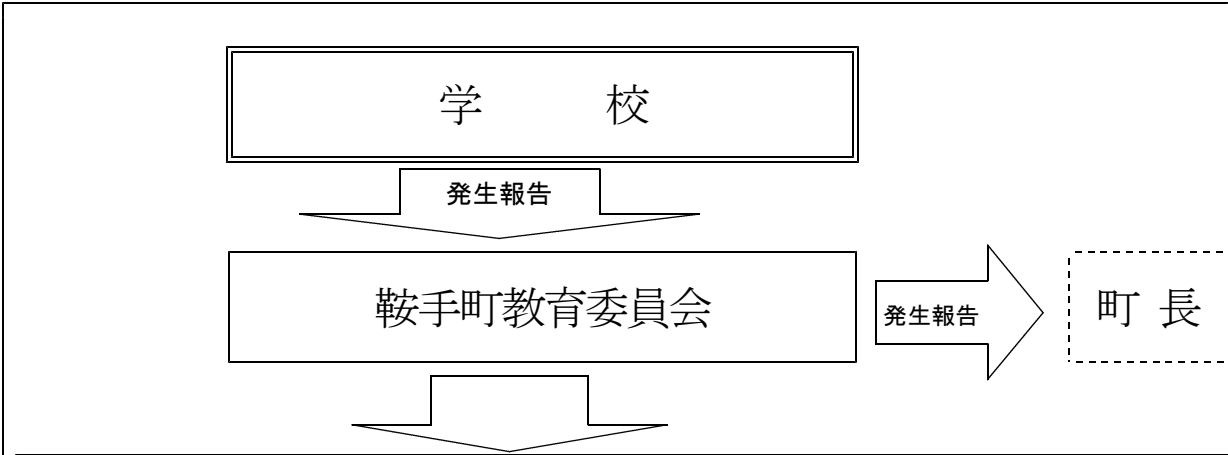
(1) 重大事態の定義

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
 - 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
- （「いじめ防止対策推進法」より）

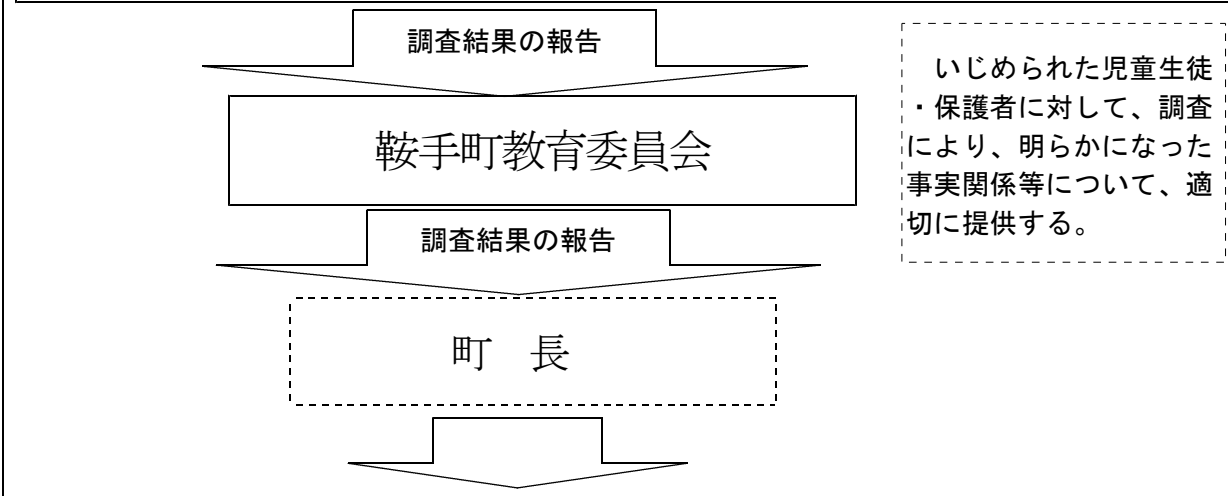
(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、鞍手町教育委員会に速やかに報告する。
 - 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
 - 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (3) 重大事態の際の危機管理マニュアル
（「いじめ防止対策推進法第17条・23条」より）

重大事態発生



| 《学校》 | 《教育委員会》 |
|--|--|
| いじめ対策委員会 ・教職員 ・スクールカウンセラー ・必要に応じて、児童委員・民生委員等 | いじめ問題調査委員会 ・学識経験者 ・弁護士 ・医師 ・児童委員・民生委員 ・人権擁護委員等 |
| 質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を委員会へ報告する。 | 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査及び情報の提供について必要な <u>指導及び支援</u> 及び、報道機関への対応への <u>指示・伝達</u> を行う。 |
| 公平性・中立性の確保、プライバシーへの配慮 | |



町長が必要であると認めた場合、第三者機関による再調査実施、議会への報告、保護者への情報提供

7 年間計画

| | いじめ・不登校対策委員会 生徒指導委員会 | いじめ未然防止の取組 | | 早期発見の取組 |
|-----|--|--|--|--|
| | | | 職員研修（会議） | |
| 4月 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">学校基本方針の検討・決定</div> <ul style="list-style-type: none"> ・PTA役員会・校区育成会等での周知 ・学校便りによる保護者への周知 ・PTA総会での周知 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">対面式・1年生を迎える会の取組</div> <ul style="list-style-type: none"> ・校長講話(始業式) ・全校縦割り活動 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">基本方針の周知徹底</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">生徒指導に関する交流会</div> | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート実施① <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">学級懇談会</div> |
| 5月 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">いじめアンケート実施①分析</div> | <ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行 ・宿泊学習 ・ピア・サポート <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">学級力向上アンケート</div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">未然防止・早期発見について</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">視点児交流会</div> | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問（全児童） ・いじめアンケート実施② |
| 6月 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">いじめアンケート実施②分析</div> | <ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート、自尊感情アンケートの実施 | | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">教育相談週間①</div> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート実施③ |
| 7月 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">いじめアンケート実施③分析と1学期総括</div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">親子ふれあいキャンプ（4年）</div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1学期の総括</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">視点児交流会</div> | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート実施④ |
| 8月 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">いじめアンケート実施④分析</div> | | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">専門機関と連携した研修</div> | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問（配慮の必要な児童） |
| 9月 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">重大事態アンケートについて</div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">運動会の取組</div> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 | | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート実施⑤ |
| 10月 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">いじめアンケート実施⑤分析</div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">授業参観の取組</div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">保護者と学ぶ規範意識について</div> | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート実施⑥ |

| | | | | |
|-----|------------------------------------|---------------------------------|---|------------------------------|
| 11月 | いじめアンケート実施⑥分析 | ふれあい感謝祭 の取組 | | 教育相談週間② ・いじめアンケート実施⑦ |
| 12月 | いじめアンケート実施⑦分析 | 生活アンケート 人権アンケート | | ・いじめアンケート実施⑧ 学期末個人懇談会 |
| 1月 | いじめアンケート実施⑧分析 | 新委員会活動の取組 | 3学期の取組について | ・いじめアンケート実施⑨ |
| 2月 | いじめアンケート実施⑨分析 | 6年生を送る会の取組 入学説明会の取組 | 視点児交流会 | ・いじめアンケート実施⑩ 学級懇談会 |
| 3月 | いじめアンケート実施⑩分析 次年度学校基本方針原案策定 | 卒業式の取組 児童会「いじめ防 止の取組」 | 今年度の総括 来年度の方向性 学校基本方針 (原案) 検討会 | ・いじめアンケート実施⑪ ・小中連絡会 |